

令和7年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

令和8年8月 26日
東 温 市

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号）
第12の規定により、令和7年度の実施状況を下記のとおり公表する。

記

1 集落協定の概要

(1) 協定締結数

(単位：協定・%)

	体制整備単価集落	基礎単価集落	計
協定数	21	13	34
協定数割合	61.8	38.2	100.0

(2) 協定参加者数

(単位：人・%)

	体制整備単価集落	基礎単価集落	計
参加者数	504	110	614
参加者数割合	82.1	17.9	100.0

2 協定農用地の基準別の面積及び交付金額

(1) 協定農用地の基準別の面積

(単位：ha)

		体制整備単価集落	基礎単価集落	計
田	急傾斜	308.3	54.9	363.3
	緩傾斜	15.2	0.0	15.2
	計	323.5	54.9	378.4
畑	急傾斜	9.7	5.7	15.4
	緩傾斜	17.3	10.2	27.5
	計	27.0	15.9	43.0
合計	急傾斜	318.1	60.6	378.7
	緩傾斜	32.5	10.2	42.7
	計	350.5	70.9	421.4

(2) 交付金額

(単位：協定・千円)

	体制整備単価集落	基礎単価集落	計
協定数	21	13	34
交付額	76,850	10,041	86,891

(参考) 1 協定あたり平均面積・交付額

(単位：ha・千円)

	体制整備単価集落	基礎単価集落	計
平均面積	16.7	5.5	22.1
平均交付額	3,660	772	4,432

3 各集落への交付額

(1) 対象農地面積及び交付額

集落協定名	面積 (㎡)	交付額 (千円)	割合 (%)		集落協定名	面積 (㎡)	交付額 (千円)	割合 (%)	
			共同配分	個人配分				共同配分	個人配分
1 上林	1,197,638	27,753	30	70	18 井内上成	34,798	565	40	60
2 下林上	493,249	10,518	62	38	19 問屋坂の上	27,830	413	49	51
3 下林下	79,489	1,645	10	90	20 除ヶ	26,614	463	30	70
4 則之内	269,694	5,547	40	60	21 荒木谷・麓	48,682	1,015	30	70
5 和田丸	148,814	3,007	45	55	22 問屋黒岩	41,010	494	30	70
6 板屋ノ子	56,041	899	50	50	23 日浦堂坂井手	32,612	480	49	51
7 井内下大根木	30,386	300	49	51	24 日浦下日浦	13,915	190	20	80
8 井内中	141,322	2,641	20	80	25 日浦中組	28,838	284	30	70
9 井内上大平	110,259	1,358	40	60	26 上徳吉	21,474	451	30	70
10 鳥の子	82,857	1,978	40	60	27 保免	46,091	845	40	60
11 前松瀬川	301,171	6,325	40	60	28 井内西中野	58,448	920	30	70
12 奥松瀬川	268,719	7,695	65	35	29 井内西黒岩	62,127	714	40	60
13 宝泉	91,338	1,516	30	70	30 井内上恵良	44,451	514	30	70
14 狩場宝蔵寺	65,725	1,289	20	80	31 土谷	56,891	951	48	52
15 音田	95,050	2,142	40	60	32 旦之上	84,473	1,377	45	55
16 井内下七界	21,716	367	49	51	33 狩場	48,060	664	40	60
17 奥上惣田谷	51,412	922	20	80	34 樋口西山田	32,819	652	30	70

(2) 加算措置

棚田地域振興活動加算		1
超急傾斜農地保全管理加算		4
スマート農業加算		2

(3) 共同取組活動に配分された交付金の使途

	役員報酬	研修会費	農道水路管理費	農地管理費	鳥獣害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等販売促進費	都市農村交流促進関係費	その他	積立・繰越
協定数	33	2	28	5	17	2	1	9	0	0	1	4	21	34
割合	97.1%	5.9%	82.4%	14.7%	50.0%	5.9%	2.9%	26.5%	0.0%	0.0%	2.9%	11.8%	61.8%	100.0%

4 農業生産活動等の実施状況

(1) 耕作放棄の防止等の活動

項 目	実施 集落 数	実施率 (%)
耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。	15	44.1
既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。	0	0.0
既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。	1	2.9
農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。	16	47.1
協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。	23	67.6
限界的農地については、林地化等（そのための買い上げを含む。）を行う。	1	2.9
作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。	0	0.0
協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業共同組合、生産組織等）を確保する。	0	0.0
集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。	0	0.0
その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）	0	0.0

(2) 水路、農道の管理活動

項 目	実施 集落 数	実施率 (%)
水路清掃、水路草刈り	33	97.1
農道草刈り	34	100.0

(3) 多面的機能を増進する活動

項 目	実施 集落 数	実施率 (%)
農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。	24	70.6
土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。	0	0.0
棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。	0	0.0
体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。	0	0.0
景観作物を作付ける。	16	47.1
魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。	0	0.0
冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。	0	0.0
粗放的畜産を行う。	0	0.0
堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	1	2.9
その他	0	0.0